

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が 1 から 4 のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 申請日時が次のいずれにも該当するものであること
 - (1) 駐車により、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと
 - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと
- 2 申請場所が次のいずれにも該当するものであること
 - (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること
 - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと
- 3 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること
 - (2) 5 分を超えない時間内の貨物の積み卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること
 - (3) 道路使用許可を伴う用務でないこと
- 4 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること
 - (1) 重量又は長大な貨物の積み卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては当該用務先の直近
 - (2) その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね 3 0 0 メートル以内